

公契約関係競売等妨害に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名及び住所：
 - ①(株)府中植木 東京都府中市若松町4丁目13番地の1
 - ②(株)玉川造園 東京都府中市小柳町3丁目19番地の3
- 指名停止措置期間：
令和2年7月22日から令和2年10月21日まで（3ヵ月）
- 指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内
- 事 実 概 要
東京都府中市発注の公園拡幅工事及び道路工事等の入札に関し、府中市議から事前に入札情報の教示を受け、それらの情報をもとに落札し、公正な入札を妨害したとして、令和2年6月2日、公契約関係競売入札妨害容疑で(株)府中植木、(株)玉川造園の代表取締役が警視庁に逮捕された。
- 指名停止措置理由
有資格業者である(株)府中植木、(株)玉川造園の代表取締役が贈賄容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等措置要領別表第2第10号」に該当する。
よって、本件の指名停止期間は、3ヵ月（全国対応案件：有資格登録該当整備局のみ）とする。

<指名停止措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から 3ヵ月以上12ヵ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先 総務部 契約課長 鈴木 秀一
契約課長補佐 野田 純大 電話番号 (052) 953-8138